

# 琉球大学学術リポジトリ

## 地位協定・SOFAの適用（STG-陸上施設・区域）(5)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): ユナイテッド・シーメンズ・サービス, 那覇空港, 橘アメリカ局参事官, リー参謀長, 愛知外務大臣, マイヤー大使, 吉野・スナイダー会談 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43406">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43406</a>

5/28  
作成  
和文  
リスト

外務省アメリカ局北米第一課

受領書

下記資料確かに受領いたしました。  
本資料の取扱いは十分留意致します。

記

1. 在沖米軍施設リスト (英文)

2. " (和文)

昭和46年5月28日

省庁局課名 防衛庁 総務局 秘書課  
受領者氏名 今村 光春 (印)

外務省アメリカ局北米第一課

受領書

下記資料確かに受領いたしました。  
本資料の取扱いは十分留意致します。

記

1. 在沖米軍施設リスト (英文)

2. " (和文)

昭和46年5月28日

省庁局課名 防衛庁 総務局 秘書課  
受領者氏名 井上 節之 (印)

(印)

外務省アメリカ局北米第一課

受領書

下記資料確かに受領いたしました。  
本資料の取扱いは十分留意致しました。

記

1. 在沖米軍施設リスト (英文)

2. " (和文)

昭和46年5月28日

省庁局課名 法務省民事第三課  
受領者氏名 山崎 司 印

施設リスト (英文)

1		21
2	吉野局長	22
3		23
4		24
5	安保課長	25
6	米比一長	
7	松田	
8	辻本	
9	山崎	
10	佐藤事務官	
11	大蔵省岡島事務官 (特考)	
12	施設片岡崎調停官	
13	防衛片 隆山施設課長	
14	法務省 民事第三課長	
15	有馬	
16	舟波	
17	法眼	
18		
19		
20		

本紙 課

↓ 案 ↓

了解覚書

別紙は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する協定第三  
条に關し、日本國政府及びアメリカ合衆國政府の間で行なわれた討  
議の結果を示すものである。

一九七一年  
昭和四十六年 月 日東京で  
千九

日本國外務大臣 愛知 揆 一

日本駐在

アメリカ合衆國

アーミン・直・マイヤート大使

特命全權大使

日本國とアメリカ合衆國との間の

秘 無期限  
追10部の内  
10号

(仮訳)

A表

次に掲げるものは、日本國政府及び合衆國政府が両政府間に別段  
の合意をしない限り、一九六〇年一月十九日に署名された日本國と  
アメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく  
施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に關する協定  
(以下「地位協定」という。) 第二条により合衆國軍隊が復歸の日  
から使用する施設及び区域として、現在の境界線の範圍内で又は備  
考欄に記載するところに従い、合同委員会において合意する用意の  
ある設備及び用地である。合同委員会における協定は、琉球諸島及  
び大東諸島に關する協定の効力發生の日に締結される。その準備作

（以下用とアメリカ合衆國との間の）

秘 無期限  
追10部の内  
10号

業は、同日前に十分な余裕をもつて終了するようあらゆる努力が払われる。

番号 名称

米軍名称(現行)

備考

一 北部演習場

北部海兵隊演習場

二 安波演習場

安波演習場

三 川田演習場

川田演習場

四 奥間レスト・センター

奥間レスト・センター

五 伊江島補助飛行場

伊江島補助飛行場

六 八重岳通信所

八重岳通信所

七 慶佐次通信所

慶佐次通信所

八 瀬嵩演習場

瀬嵩第一演習場

九 キャンプ・シュワブ

キャンプ・シュワブ

十 キャンプ・シュワブLST

キャンプ・シュワブLST

十一 辺野古弾薬庫

留施設

十二 辺野古弾薬庫

辺野古弾薬庫

現行の名称 ↓ 以下の各頁に同じ

地位協定二条四項b使用

C表参照

番号	名称	米軍名称(現行)	備考
一一	キャンプ・ハンセン	辺野古海軍弾薬庫 キャンプ・ハンセン	C表参照
一二	久志演習場	久志演習場	地位協定二条四項b使用
一三	屋嘉演習場	屋嘉演習場	地位協定二条四項b使用
一四	恩納通信所	恩納通信所	地位協定二条四項b使用
一五	キャンプ・ハーディ	キャンプ・ハーディ	
一六	恩納陸軍補助施設	恩納陸軍補助施設	B表参照
一七	ギンバル演習場	ギンバル演習場	
一八	屋嘉レスト・センター	屋嘉レスト・センター *嘉手納第三サイト*	
一九	金武レッド・ビーチ演習場	金武レッド・ビーチ	
二〇	金武ブルー・ビーチ演習場	金武ブルー・ビーチ	

番号	名称	米軍名称(現行)	備考
二一	ポロイポイント射撃場	ポロイ・ポイント射撃場 *嘉手納第一サイト*	
二二	嘉手納弾薬庫	ポロイ・ポイント陸軍補助施設 読谷第一陸軍補助施設 嘉手納弾薬庫 比謝川サイト ハンザ弾薬庫 読谷合同廃弾処理場 東恩納弾薬庫 知花弾薬庫 混成サーヴィス弾薬庫 嘉手納VORTAC施設	C表参照

番号	名称	米軍名称(現行)	備考
二三	知花陸軍補助施設	嘉手納TACAN施設	B表参照
二四	石川陸軍補助施設	石川陸軍補助施設	
二五	読谷陸軍補助施設	読谷第二陸軍補助施設	
二六	楚辺通信所	楚辺海軍通信補助施設	
二七	読谷補助飛行場	トリイ第二通信補助施設	
二八	キャンプ・コートニー	読谷補助飛行場	
二九	天願通信所	中野サイト	
		キャンプ・コートニー	C表参照
		天願戦略通信送信所	

番号	名称	米軍名称(現行)	備考
三〇	天願棧橋	天願棧橋	
三一	ハンザ陸軍補助施設	ハンザ・サイト	
三二	トリイ通信施設	トリイ・ステーション	
三三	キャンプ・マクトリアス	楚辺戦略通信受信所	
三四	嘉手納飛行場	キャンプ・マクトリアス	
		嘉手納飛行場	
		キャンプ・サンソネ	
		嘉手納第二住宅地区	
		嘉手納第三住宅地区	
三五	カシジ <sup>陸軍補助施設</sup> 予防薬センター	カシジ・サイト	
三六	砂辺陸軍補助施設	砂辺サイト	
三七	砂辺倉庫	砂辺倉庫	
		空軍家具修理所	



番号	名称	米軍名称(現行)	備考
三八	嘉手納住宅地区	嘉手納住宅地区	
三九	キャンプ・シールズ	キャンプ・シールズ	C表参照
四〇	キャンプ・ヘーグ	キャンプ・ヘーグ	C表参照
四一	平良川通信所	平良川通信所	
四二	コザ通信所	コザ無線中継所	
四三	西原陸軍補助施設	西原第一陸軍補助施設	
四四	キャンプ瑞慶覧	キャンプ瑞慶覧	
四五	キャンプ染江	キャンプ・フォスター	
四六	瑞慶覧通信所	瑞慶覧通信所	
四七	泡瀬通信施設	泡瀬通信補助施設	
四八	ホワイト・ビーチ海濱施設	海軍航空隊泡瀬送信所 ホワイト・ビーチ海濱施設	C表参照

番号	名称	米軍名称(現行)	備考
四九	泡瀬倉庫地区	泡瀬倉庫地区	B表参照
五〇	久場崎学校地区	キャンプ久場崎付属施設	C表参照
五一	普天間飛行場	普天間海兵隊飛行場 普天間陸軍補助施設	
五二	キャンプ・マーシー	マテナトH地区 (別名) キャンプ・マーシー	
五三	キャンプ・ブーン	マテナトJ地区 (別名) キャンプ・ブーン	

213466

番号	名 称	米軍名称(現行)	備 考
五四	マチナト乾燥倉庫	ORE乾燥倉庫	
五五	マチナト管理事務所	ポスト・サーウィス・オフィス	
五六	マチナト補給廠	マチナト補給廠	
五七	マチナト補給廠補助施設	第七心理作戦部隊倉庫	
五八	マチナト調達事務所	マチナト海軍倉庫	
五九	浦添倉庫	戦略通信本部倉庫	
六〇	浦添工兵隊施設	西太平洋工兵隊施設	
六一	マチナト住宅地区	那覇H地区、マチナト・那覇住宅地区	B表参照
六二	那覇冷蔵倉庫	ORE冷蔵倉庫	
六三	ハーバービュー・クラブ	ハーバービュー・クラブ	
六四	那覇港湾施設	那覇軍港	
六五	那覇空軍地区	那覇空軍地区	C表参照
		那覇航空隊施設	

番号	名 称	米軍名称(現行)	備 考
六六	那覇陸軍補助施設	那覇陸軍補助施設	B表参照
六七	知念第一陸軍補助施設	知念第一陸軍補助施設	B表参照
六八	知念第二陸軍補助施設	知念第二陸軍補助施設	B表参照
六九	知念陸軍施設	陸軍混成サーヴィス群	
七〇	新里通信所	新里通信所	
七一	与座岳通信施設	与座岳通信施設	B表及びC表参照
七二	与座岳第一陸軍補助施設	与座岳第一陸軍補助施設	B表参照
七三	与座岳第二陸軍補助施設	与座岳第二陸軍補助施設	B表参照
七四	南部倉庫地区	南部倉庫地区	
七五	那覇航空通信施設	三和航空援助施設	B表参照
七六	陸軍貯油施設	キャンプ・桑江第一貯油施設 キャンプ・桑江第二貯油施設 金武湾第一、第二、第三貯油施設	

番号	名称	米軍名称(現行)	備考
七七	鳥島射爆場		
七八	出砂島射爆場	出砂島射爆場	
七九	久米島通信施設	久米島通信施設	B表及びC表参照
八〇	久米島射爆場	久米島射爆場	
八一	淨堅島演習場	淨堅島演習場	
八二	浮原島演習場	浮原○演習場	地位協定 第2条々項b使用
八三	前島演習場	前島演習場	
八四	黄尾嶺射爆場	黄尾嶺射爆場	
八五	赤尾嶺射爆場	赤尾嶺射爆場	
八六	宮古島通信施設	宮古島通信施設	B表及びC表参照
八六一A	宮古島航空通信施設	宮古島航空通信施設	

番号	名称	米軍名称(現行)	備考
八七	宮古島VORTAC施設	宮古VORTAC施設	B表参照
八八	沖大東島射爆場	沖大東島	

秘 極  
無 期 限  
10 部 の 内  
10 号

(注一)

貯油施設を結ぶ合衆国の送油管、キャンプ・瑞慶覧<sup>に接続する</sup>、合衆国の海底ケーブルで日本国の領海にある部分並びに施設及び区域に接続する合衆国の通信線に關し、日本国政府は、地位協定に従つて、合衆国軍隊による使用のために必要な措置をとる。

(注二)

この表に掲げられた施設及び区域には、施設及び区域に接続して制限水域が提供されることを要するものがある。

(注三)

日本国の領海<sup>内</sup>において提供される<sup>水</sup>を演習水域及び合意される<sup>水</sup>を公海上の演習水域に關し、両政府は、引き続き準備作業を行なう。

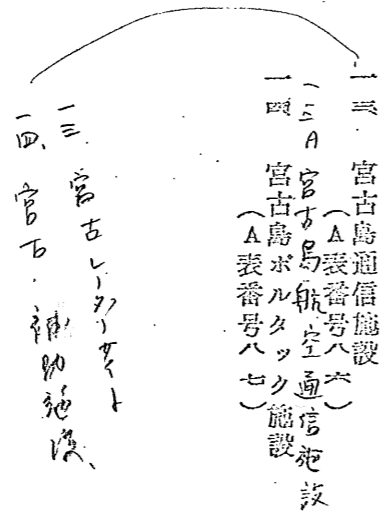
(仮 訳)

B 表

次に掲げるものは、復帰後、備考欄に記載するところに従つて日本国に返還される施設及び区域である。

名 称	米軍名称 (現行)	備 考
一 恩納陸軍補助施設 (A表番号一六)	恩納陸軍補助施設	自衛隊による引継ぎの際 (時見)
二 知花陸軍補助施設 (A表番号二二)	知花陸軍補助施設	右に同じ
三 ホワイト・ビーチ港湾施設 (A表番号四八) (米軍名称 (現行) に掲げる部分)	西原第二陸軍補助施設	右に同じ
四 マチナト住宅地区 (A表番号六一)	那覇H地区、マチナド・那覇住宅地区	代替施設の完成
五 那覇陸軍補助施設 (A表番号六六)	那覇陸軍補助施設	自衛隊による引継ぎの時
六 知念第一陸軍補助施設 (A表番号六七)	知念第一陸軍補助施設	右に同じ
七 知念第二陸軍補助施設 (A表番号六八)	知念第二陸軍補助施設	右に同じ
八 与座岳通信施設 (A表番号七一)	与座岳通信施設	右に同じ
九 与座岳第一陸軍補助施設 (A表番号七二)	与座岳第一陸軍補助施設	右に同じ

名 称	米軍名称 (現行)	備 考
一〇 与座岳第二陸軍補助施設 (A表番号七三) (A地区のみ)	与座岳第二陸軍補助施設	自衛隊による引継ぎの時
一一 那覇航空通信施設 (A表番号七四)	三和航空援助施設	運輸省航空局による引継ぎの時
一二 久米島通信施設 (A表番号七九)	久米島通信施設	本に同じ 自衛隊による引継ぎ
一三 宮古島通信施設 (A表番号八六) 宮古島航空通信施設 (A表番号八七)	宮古島通信施設 宮古島航空通信施設 宮古島ホルタック	右に同じ 運輸省航空局による引継ぎの時
一四 宮古島ホルタック施設 (A表番号八七)	宮古島ホルタック	運輸省航空局による引継ぎの時



極 秘  
無 期 限  
追 10 部 の 内  
10 号

(仮 訳)

○ 表

次に掲げるものは、<sup>アメリカ</sup>合衆国<sup>政府</sup>軍隊が現に利用している<sup>もの</sup>設備及び用途で、復帰に際し又は復帰前にその全部又は一部の使用が解除されるものである。

- 一 那覇空軍<sup>港</sup>基地<sup>飛行場部分</sup>
- 二 那覇空軍補助施設（自衛隊使用部分）
- 三 那覇第二貯油施設（<sup>別名 宇佐カントリー</sup>）
- 四 那覇陸軍施設（<sup>ウイール地区</sup>）
- 五 ホワイト・ビーチ港湾施設（自衛隊使用部分）
- 六 奥演習場
- 七 瀬崎第二演習場
- 八 本部採石所
- 九 本部補助飛行場
- 十 石川<sup>ビーク</sup>クリエーションセンター
- 十一 波嘉敷陸軍補助施設
- 十二 羽地陸軍補助施設
- 十三 嘉手納第四サイト
- 十四 大木陸軍補助施設

- 十五 赤道陸軍補助施設
- 十六 久場陸軍補助施設
- 十七 コザ憲兵隊支署
- 十八 コザ憲兵隊詰所
- 十九 泡瀬防禦施設
- 二十 那覇憲兵隊詰所
- 二十一 民政府宮古島本部
- 二十二 民政府八重山本部
- 二十三 久米島航空施設(一〇九九エーカー)
- 二十四 宮古島航空施設(二四一五エーカー)
- 二十五 与座岳~~山~~施設(一七九三エーカー)
- 二十六 キャンプ・ハンセン(九六五三エーカー)
- 二十七 キャンプ・ハンセン演習場(四三八四エーカー)
- 二十八 キャンプ・ヘーグ(一三二四エーカー)

- 22087?
- 二十九 キャンプ・シュワブ演習場(二五七六エーカー)
  - 三十 東恩納弾薬庫(二三四〇四エーカー)
  - 三十一 キャンプ・コートニー(九七九〇エーカー)
  - 三十二 キャンプ・シールズ(一四九エーカー)
  - 三十三 久場崎学校地区(九エーカー)
  - 三十四 東恩納航行支援施設
  - 三十五 トリイ第一通信補助施設

秘 極  
無 期 限  
連 10 部 の 内  
10 号

（注） 前記のもの以外に琉球諸島及び大東諸島に関する協定第六  
条の規定に従つて復帰時に日本国政府に移転される各米国の  
設備及び用地がある。  
日本国とアメリカ合衆国との間の

（仮 訳）

在沖繩施設・区域に関するマイヤー大使発言  
（案） 昭和四六、五、二八

復帰後、在沖繩合衆国軍隊に提供されることとなる施設及び区域  
に關し、私は、合衆国政府は地位協定第二條の規定に従い、また沖  
繩の人々の願望に深く留意して、これらの施設及び区域の必要性に  
つきその返還を目的として絶えず検討するものであることをここに  
あらためて確認いたしたいと思ひます。



極 秘  
無 期 限  
迄 / 0 部 の 内  
10 号

(仮 訳)

沖繩における第三国人の訓練

昭和四六、五、二八

アメリカ合衆国政府は、相互協力及び安全保障条約及び軍隊の地位に関する協定に従つて、日本の本土において第三国人の訓練を実施しておらず、よつて、復帰後琉球諸島及び大東諸島において第三国人の訓練は実施しない。

(仮 訳)

沖繩の空軍基地から飛行するSR171を含む航空機の任務に関する保証  
(案)

昭和四六、五、二八

記

「アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、沖繩にある空軍基地から飛行するSR171型機を含む航空機が引き続き合法的活動のためだけに使用され、情報収集のための領空通過任務のためには使用されないことを保証する。」

極 秘  
無 期 限  
迄 / 0 部 の 内  
10 号